

# 指導検査基準（指定訪問入浴介護事業）

項目	条例・規則・要綱等	根拠法令
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 訪問入浴介護員等の員数</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者が、指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき訪問入浴介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">看護職員の員数は、1以上となっているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">介護職員の員数は、2以上となっているか。</p> <p>(2) 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。</p> <p>指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第59号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第48条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第47条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第48条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>居宅条例第48条第1項</p> <p>居宅規則第7条第1項</p> <p>居宅規則第7条第2項</p> <p>居宅条例第48条第2項</p> <p>居宅条例第49条</p>

	<p>ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	
<p>第2 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>なお、定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者又は居宅条例第5条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業又は当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、当該指定訪問入浴介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問入浴介護であるときは指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を、当該第一号訪問事業であるときは市町村の定める第一号訪問事業の設備に関する基準を備えることをもって、居宅条例第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>法第74条第2項</p> <p>居宅条例第50条第1項</p> <p>居宅施行要領第三の二の1の(2)の</p> <p>居宅条例第50条第2項</p> <p>居宅施行要領第三の二の2の(1)・(2)・(3)</p> <p>居宅条例第50条第2項</p>

<p>第3 運営に関する基準</p>	<p>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p>	<p>居宅条例第52条 居宅施行要領第三の二の3の(2)</p>
<p>1 運営規程</p>	<p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域(当該指定訪問入浴介護事業所が通常時に指定訪問入浴介護を提供する地域をいう。) 指定訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 その他運営に関する重要事項</p>	
<p>2 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 (3) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しているか。 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>居宅条例第58条(準用第11条第1項) 居宅施行要領第三の二の3の(6)(参照第三の一の3の(4)) 居宅条例第58条(準用第11条第2項) 居宅施行要領第三の二の3の(6)(参照第三の一の3の(4))</p>
<p>3 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ</p>	<p>居宅条例第58条(準用第12条) 居宅施行要領第三の二の3の(6)(参照第三の</p>

	<p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>一の3の(5) )</p>
<p>4 心身の状況等の把握</p>	<p>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>居宅条例第58条（準用第17条）</p>
<p>5 身分を証する書類の携行</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか</p>	<p>居宅条例第58条（準用第22条） 居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の 一の3の(12)）</p>
<p>6 サービスの提供の記録</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>居宅条例第58条（準用第23条第1項） 居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の 一の3の(13)）  居宅条例第58条（準用第23条第2項） 居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の 一の3の(13)）</p>
<p>7 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか (2) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(1)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。  利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介</p>	<p>居宅条例第53条第1項 居宅施行要領第三の二の3の(3)（参照第三 一の3の(14)）  居宅条例第53条第3項 居宅施行要領第三の二の3の(3)（参照第三の 一の3の(14)）</p>

	<p>護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問入浴介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>居宅条例第53条第4項</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(3) (参照第三の 一の3の(14) )</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>
<p>8 指定訪問入浴介護の 具体的取扱方針</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。</p> <p>ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上でを行っているか。</p>	<p>居宅条例第55条第1項第1号</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(4)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(4)</p> <p>居宅条例第55条第1項第2号</p> <p>居宅条例第55条第1項第3号</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(4)</p>

	<p>(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。</p> <p>(6) (5)について、消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。</p>	<p>居宅条例第55条第1項第4号</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(4)</p>
<p>9 衛生管理等</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。特に、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>居宅条例第58条（準用第32条第1項）</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の一の3の(21)）</p> <p>居宅条例第58条（準用第32条第2項）</p>
<p>10 掲示</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。</p>	<p>居宅条例第58条（準用第33条）</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の一の3の(22)）</p>
<p>11 秘密保持等</p>	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書</p>	<p>居宅条例第58条（準用第34条第1項）</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の一の3の(23)）</p> <p>居宅条例第58条（準用第34条第2項）</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6)（参照第三の一の3の(23)）</p> <p>居宅条例第58条（準用第34条第3項）</p>

12 苦情処理	<p>により得ているか。</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(23))</p> <p>居宅条例第58条 (準用第37条第1項)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(25))</p> <p>居宅条例第58条 (準用第37条第2項)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(25))</p> <p>居宅条例第58条 (準用第37条第3項)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(25))</p>
13 事故発生時の対応	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>居宅条例第58条(準用第39条第1項)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(27))</p> <p>居宅条例第58条 (準用第39条第2項)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(27))</p> <p>居宅条例第58条 (準用第39条第3項)</p> <p>居宅施行要領第三の二の3の(6) (参照第三の一の3の(27))</p>

<p>第4 変更の届出等</p>	<p>指定訪問入浴介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項 施行規則第131条第1項第2号</p>
<p>第5 介護給付費の算定及び取り扱い</p> <p>1 基準額の算定</p> <p>2 介護職員3人が行った場合の算定</p> <p>3 清拭又は部分浴の場合の算定</p> <p>4 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する減算</p> <p>5 サービス提供体制強化加算</p>	<p>看護職員1人及び介護職員2人が行った場合に算定しているか。 看護職員を介護職員として数えることができる。</p> <p>(1) 利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、主治医の意見を確認した上で指定訪問入浴介護を行っているか。 (2) 所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 入浴を見合わせた場合には算定できない。</p> <p>指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>下記の基準に適合しているか。</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして八王子市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定訪問入浴介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算( )を算定している場合においては、</p>	<p>厚告第19号別表の2のイの注1 老企第36号第二の3(1)</p> <p>厚告第19号別表の2のイの注2 老企第36号第二の3(2)</p> <p>厚告第19号別表の2のイの注3 老企第36号第二の3(3)</p> <p>厚告第19号別表の2のイの注4 老企第36号第二の3の(4)(第二の2の(11)参照)</p> <p>厚告第19号別表の2の口の注 老企第36号 第二の3の(7)</p>



<p>6 介護職員処遇改善加算</p>	<p>サービス提供体制強化加算（ ）は算定しない。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（ ） 次のいずれにも適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</li> <li>2. 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</li> <li>3. 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</li> <li>4. 当該指定訪問遊弋介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者のしめる割合が100分の60以上であること。</li> </ol> <p>ロ サービス提供体制強化加算（ ） 次のいずれにも適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</li> <li>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者のしめる割合が100分の50以上であること。</li> </ol> <p>(1) 下記の基準に適合しているか。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他</p>	<p>厚労告第95号第五号のイ</p> <p>厚労告第95号第五号のロ</p> <p>厚告第19号別表の2の八の注 老企第36号 第二の3の(8) (第二の2の(21)参照)</p>
---------------------	--	---

の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算( ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算( ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算( ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算( ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別に厚生労働大臣が定める基準

イ介護職員処遇改善加算( )

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、八王子市長に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準を見直すことはやむをえないが、その内容について八王子市長に届けること。
- (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

厚労告第95号第六号(第四号準用)

(6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。